



八 監 第 4 7 2 号
令 和 4 年 2 月 1 4 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による健康福祉部の
監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

健康福祉部

- (1) 健康福祉課（福祉総合相談室） ※市営霊園を含む。
- (2) 生活支援課
- (3) 長寿支援課（地域包括支援センター）
- (4) 障害者支援課 ※児童発達支援センター及び障害者福祉センターを含む。
- (5) 健康づくり課 ※保健センターを含む。
- (6) 国保年金課

3 監査の範囲

令和3年度（令和3年11月末現在）における健康福祉部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況，事務事業の執行状況，補助金交付事務の状況，契約事務の状況，財産の管理状況について，合規性及び効率性を主眼に，過去の監査結果等を勘案し，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和3年11月16日から令和4年2月9日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的にのっとり執行されており，おおむね適切であると認められた。

なお，監査対象機関の所見（要望事項）は，次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
障害者支援課	要望事項	<p>1 障害者（児）に対する市単独の扶助費について</p> <p>障害福祉サービスや障害児支援に係る給付額の増加等により、障害者（児）に対する扶助費の一般財源支出額が年々増加しており、今後も同様の傾向が見込まれている。</p> <p>このような現状を踏まえ、持続可能な障害者（児）施策を推進するため、障害者（児）に対する国や県の制度に基づかない市単独の扶助費については、他団体と比較検証を行うなど、制度の内容を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（令和元年度及び2年度監査 要望事項）</p> <p>上記の令和元年度及び2年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き制度の内容を検討されたい。</p>